

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格250万円超） 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

随意契約理由について・・・随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定められており、第1号から第9号まで種類があります。下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。

なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について・・・単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について・・・業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について・・・「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。「物品等」とあるのは、物品購入のほか、工事・コンサル・委託・修繕 に該当しないものです。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種区分 | 種類 | 発注担当          | 件名                           | 場所              | 受注者名                        | 契約日      | 変更契約日 | 契約金額又は<br>変更後契約金額<br>(税込) | 履行期間(自)  | 履行期間(至)   | 工事等の概要<br>変更の場合は、変更理由・変更概要   | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由  | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量) |
|----|------|----|---------------|------------------------------|-----------------|-----------------------------|----------|-------|---------------------------|----------|-----------|--|--|------------------------------|
| 1  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務委託 | 伊賀市 奥鹿野 地内      | 一般財団法人中部電気保安協会伊賀営業所         | 令和3年4月1日 | —     | 3,318,480                 | 令和3年4月1日 | 令和6年3月31日 | 伊賀南部クリーンセンターにおける受変電設備の保安管理業務<br>需要設備容量 2,594kVA(6kV高圧モーター250kW含む)<br>圧受電設備はもとより、施設全体の電気工<br>定期点検周期 隔月1回  | ・第2号<br>・本業務は経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準に適合する点検及び検査を行うものです。クリーンセンターの高圧受電設備はもとより、施設全体の電気工<br>作物の保守点検が必要があります。また、保守点検及び緊急時は漏電調査等の専用機器を常備し、機敏で正確な出動対応が求められるため。   | 長期継続契約<br>(3か年間)<br>(総額)     |
| 2  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 粗大ごみ収集受付業務委託                 | 名張市内及び伊賀市青山支所区域 | 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティンクアクト 東海支店 | 令和3年4月1日 | —     | 5,689,200                 | 令和3年4月1日 | 令和4年3月31日 | 1. 粗大ごみ戸別収集の収集の電話予約受付業務(1カ月当たり800件程度。粗大ごみに関する問い合わせを含む)。<br>2. 受付情報を取りまとめ伝票、案内図を組合事務所へ情報発信。<br>3. 業務実績報告書等の作成並びにその他業務遂行に必要な資料の作成。<br>4. 祝祭日の翌日が平日の場合、受付(8:30~12:30まで)席追加。 | ・第2号<br>・本業務は令和3年度実績で同社が県内他市等(伊賀南部環境衛生組合、伊賀市、桑名市、四日市市、鈴鹿市)で実施している粗大ごみ受付業務を全て請負していることから豊富な経験を有しており、このことが地域住民に最大限のサービス提供につながるため。   |                              |
| 3  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 資源ごみ収集運搬業務委託                 | 名張市内及び伊賀市青山支所区域 | 伊賀南部一般廃棄物処理協同組合             | 令和3年4月1日 | —     | 71,016,000                | 令和3年4月1日 | 令和4年3月31日 | 管内の指定の地区における、資源ごみの収集運搬業務一式。  | ・第2号<br>・廃棄物の収集収集委託基準として定められた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条の1第1項により業務委託者が業務を遂行するに足りる車両台数並びに人員等、そして相当の経験を有していることに唯一該当し、前述条件に該当する業者が1者のみであること、さらに市内業者として荒天時における車両拠点から目的地への到達や業務遂行の面での確実性、さらに過去の履行実績も良好であるため。                                     |                              |
| 4  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部浄化センター運転管理業務委託           | 名張市 蔭生 地内       | 名張環境事業協業組合                  | 令和3年4月1日 | —     | 79,200,000                | 令和3年4月1日 | 令和4年3月31日 | 伊賀南部浄化センターの運転管理業務一式  | ・第2号<br>・浄化センターの運転管理業務は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく合理化協定(平成13年2月15日締結)による代替業務であるため。   |                              |
| 5  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンター施設運転管理及び展開検査業務委託 | 伊賀市 奥鹿野 地内      | 三機化工建設株式会社                  | 令和3年4月1日 | —     | 236,280,000               | 令和3年4月1日 | 令和4年4月1日  | ごみ焼却及びびりサイクル施設運転管理業務一式<br>不燃・粗大ごみ展開検査 一式   | ・第2号<br>・ごみ焼却施設の運転管理業務については、ダイオキシン類の排出規制等を遵守し、適正かつ安全に運転管理をする必要があります。<br>当クリーンセンターは、平成21年供用開始から12年が経過し、老朽化が著しく、操業期限まで、運転管理及び保守点検を細微に行い、補修工事等により施設全体の延命を図りつつ維持管理していく必要があります。また、その維持管理については、長期にわたり蓄積された運転管理及び保守点検業務における知識、技術、経験が必要不可欠であるため。 |                              |

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格250万円超） 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

随意契約理由について…随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定められており、第1号から第9号まで種類があります。下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。

なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について…単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について…業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について…「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。「物品等」とあるのは、物品購入のほか、工事・コンサル・委託・修繕 に該当しないものです。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種区分 | 種類 | 発注担当室         | 件名                         | 場所              | 受注者名            | 契約日      | 変更契約日 | 契約金額又は<br>変更後契約金額<br>(税込) | 履行期間(自)  | 履行期間(至)   | 工事等の概要<br>変更の場合は、変更理由・変更概要           | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由   | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量) |
|----|------|----|---------------|----------------------------|-----------------|-----------------|----------|-------|---------------------------|----------|-----------|--------------------------------------|---|------------------------------|
| 6  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | ごみ収集運搬業務委託                 | 名張市内及び伊賀市青山支所区域 | 伊賀南部一般廃棄物処理協同組合 | 令和3年4月1日 | —     | 268,752,000               | 令和3年4月1日 | 令和4年3月31日 | 管内の指定の地区における、燃やすごみ・燃やさないごみの収集運搬業務一式。 | ・第2号<br>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条の1第1項により業務受託者が業務を遂行するに足りる車両台数並びに人員等、そして相当の経験を有していることと唯一該当し、前述条件に該当する業者が1者のみであること、さらに市内業者として荒天時における車両拠点から目的地への到達や業務遂行の面の確実性、さらに過去の履行実績も良好であるため。   |                              |
| 7  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部浄化センター焼却灰の処理単価契約       | 名張市 蔭生 地内       | 三重中央開発株式会社      | 令和3年4月1日 | —     | 27,500                    | 令和3年4月1日 | 令和4年3月31日 | 焼却灰の1t当たりの処理単価契約                     | ・第2号<br>・焼却灰の運搬を行うについては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく合理化協定(平成13年2月15日締結)による代替業務であることから、別途委託により運搬を行うこととなりますが、焼却灰の特性から運搬途上での飛散等の事故を防止し、安全確保を優先するには、移動を近距離とすることが必要となります。<br>ここで、組合管内(名張市・伊賀市青山支所管内)には処分場がなく、近隣で一者以外では行えないため。 | 単価契約<br>(1t当たり)<br>予定数量:140t |
| 8  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 溶融飛灰の処理単価契約(焼成処理、4月～6月分)   | 伊賀市 奥鹿野 地内      | 三重中央開発株式会社      | 令和3年4月1日 | —     | 36,300                    | 令和3年4月1日 | 令和3年6月30日 | 溶融飛灰(焼成処理)の1t当たりの処理単価契約              | ・第2号<br>・伊賀市との搬入事前協議については完了していることや、飛灰については一般廃棄物として安全かつ適正管理を行うため、焼成処理を行う必要がありますが、処理先は県内を含め近隣で一者以外では行えないため。   | 単価契約<br>(1t当たり)<br>予定数量:120t |
| 9  | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 溶融飛灰の処理単価契約(混練造粒処理、4月～6月分) | 伊賀市 奥鹿野 地内      | 三重中央開発株式会社      | 令和3年4月1日 | —     | 31,350                    | 令和3年4月1日 | 令和3年6月30日 | 溶融飛灰(混練造粒処理)の1t当たりの処理単価契約            | ・第2号<br>・伊賀市との搬入事前協議については完了していることや、清掃灰については一般廃棄物として安全かつ適正管理を行うため、混練造粒処理を行う必要がありますが、処理先は県内を含め近隣で一者以外では行えないため。  | 単価契約<br>(2t当たり)              |

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格250万円超） 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

随意契約理由について…随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定められており、第1号から第9号まで種類があります。下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。

なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について…単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について…業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について…「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。「物品等」とあるのは、物品購入のほか、工事・コンサル・委託・修繕 に該当しないものです。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種区分 | 種類 | 発注担当室             | 件名                             | 場所                  | 受注者名             | 契約日       | 変更契約日 | 契約金額又は<br>変更後契約金額<br>(税込) | 履行期間(自)   | 履行期間(至)   | 工事等の概要<br>変更の場合は、変更理由・変更概要 | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由   | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量) |
|----|------|----|-------------------|--------------------------------|---------------------|------------------|-----------|-------|---------------------------|-----------|-----------|----------------------------|---|------------------------------|
| 10 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター不燃ごみ処理単価契約         | 伊賀市 奥鹿野 地内          | 三重中央開発株式会社       | 令和3年4月12日 | —     | 27,500                    | 令和3年4月12日 | 令和3年9月30日 | 不燃ごみの1t当たりの処理単価契約          | ・第2号、第5号<br>・本業務である不燃ごみ処理は、本来、伊賀南部環境衛生組合の自施設にて行うものでありますが、令和元年に伊賀南部クリーンセンターリサイクル施設で発生した火災事故に伴い処理が休止しており、現在施工中の復旧工事完了までの間に外部処理を行うものです。なお、復旧工事は当初令和3年3月31日までの工期となっており、不燃ごみの処理も同日付までの履行期間で三重中央開発株式会社での処理を行っているところです。しかしながら、本年3月に令和3年9月30日までの工期延長が決定となり、長期間の組合施設内での不燃ごみ貯留が困難である理由から、緊急で令和3年度においても不燃ごみの処理を行う必要がでてきました。<br>排出される不燃ごみを組合で受注者の施設まで搬送し、処理を委託するものでありますが、運搬可能な範囲である近隣地区においては、当該廃棄物処理を一者でのみ行うことが可能であり、さらに処理施設の設置場所である伊賀市との不燃ごみ等一般廃棄物搬入に係る事前協議が完了しておりますことから、上記理由の貯留が困難である状況であるため。 | 単価契約<br>(1t当たり)<br>予定数量:400t |
| 11 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>業務室 | 伊賀南部クリーンセンター粗大ごみ処理単価契約         | 伊賀市 奥鹿野 地内          | 三重中央開発株式会社       | 令和3年4月12日 | —     | 38,500                    | 令和3年4月12日 | 令和3年9月30日 | 粗大ごみの1t当たりの処理単価契約          | ・第2号、第5号<br>・本業務である粗大ごみ処理は、本来、伊賀南部環境衛生組合の自施設にて行うものでありますが、令和元年に伊賀南部クリーンセンターリサイクル施設で発生した火災事故に伴い処理が休止しており、現在施工中の復旧工事完了までの間に外部処理を行うものです。なお、復旧工事は当初令和3年3月31日までの工期となっており、粗大ごみの処理も同日付までの履行期間で三重中央開発株式会社での処理を行っているところです。しかしながら、本年3月に令和3年9月30日までの工期延長が決定となり、長期間の組合施設内での不燃ごみ貯留が困難である理由から、緊急で令和3年度においても粗大ごみの処理を行う必要がでてきました。<br>排出される粗大ごみを組合で受注者の施設まで搬送し、処理を委託するものでありますが、運搬可能な範囲である近隣地区においては、当該廃棄物処理を一者でのみ行うことが可能であり、さらに処理施設の設置場所である伊賀市との粗大ごみ等一般廃棄物搬入に係る事前協議が完了しておりますことから、上記理由の貯留が困難である状況であるため。 | 単価契約<br>(1t当たり)<br>予定数量:100t |
| 12 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合<br>総務室 | 伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋紙帯まき直し分保管配送業務委託 | 伊賀南部環境衛生組合が指定する取扱店等 | 株式会社G-Place 大阪支店 | 令和3年4月26日 | —     | 385,800                   | 令和3年4月26日 | 令和4年3月31日 | 伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋紙帯まき直し分保管配送 | ・第2号<br>・当該事業所とは、包括的にごみ袋の製造管理の契約を行っていることから、当該事業所と名張市のごみ袋の価格改定に伴い回収したごみ袋の廃棄ロスをなくすることができたため。  | 単価契約<br>(1枚あたり)              |

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格250万円超） 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

随意契約理由について…随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定められており、第1号から第9号まで種類があります。下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。

なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について…単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について…業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について…「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。「物品等」とあるのは、物品購入のほか、工事・コンサル・委託・修繕 に該当しないものです。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種区分 | 種類 | 発注担当室         | 件名                             | 場所         | 受注者名           | 契約日        | 変更契約日 | 契約金額又は<br>変更後契約金額<br>(税込) | 履行期間(自)    | 履行期間(至)    | 工事等の概要<br>変更の場合は、変更理由・変更概要              | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由  | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量) |
|----|------|----|---------------|--------------------------------|------------|----------------|------------|-------|---------------------------|------------|------------|---|--|------------------------------|
| 13 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンター煙道清掃業務委託           | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機化工建設株式会社     | 令和3年5月14日  | —     | 3,300,000                 | 令和3年5月14日  | 令和3年6月18日  | ごみ焼却施設煙道清掃 一式<br>・煙道灰出し清掃(2炉)×各1回       | ・第2号、第5号<br>・本業務は、伊賀南部クリーンセンター焼却設備の機能を正常に維持するために、焼却炉とその後段に配置された排ガス処理設備とを連結する煙道内に堆積した灰の除去清掃及び内部点検を実施するものです。<br>前回、令和3年1月に実施後、状態劣化が進みガス流速が不安定化していることから、煙道内の灰の堆積が相当量であることが想定され、今後閉塞する事態に発展する恐れがあるため、緊急で点検清掃を要します。<br>煙道は、ごみ焼却施設において重要な付帯設備であり、迅速な点検清掃を実施するにあたっては、構造・システム等を熟知且つ運転管理に支障なく履行することが求められるため。  |                              |
| 14 | 委託   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部浄化センター槽内清掃残渣の処理単価契約        | 名張市 蔭生 地内  | 三重中央開発株式会社     | 令和3年10月28日 | —     | 41,800                    | 令和3年10月28日 | 令和3年11月20日 | 伊賀南部浄化センターの受入槽・貯留槽に沈降し堆積した沈砂汚泥を含む槽内清掃残渣 | ・第2号<br>・当該施設の槽内清掃残渣については、浮遊物等を含む沈砂汚泥であり、性状として夾雑物(汚泥以外のごみ)が多く、堆肥化することが出来ないため、焼却処理等によって適正処理をする必要があります。なお、関係法令に基づき、基本的には廃棄物が発生する同一市内での処理となりますが、名張市内に当該性状の廃棄物を適正処理することが可能な施設がないため、近隣で唯一焼却処理によって、適正処理が可能のため。   | 単価契約<br>(1t当たり)<br>予定数量:70t  |
| 15 | 委託   |    | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 使用済み乾電池等及び蛍光管類の処理・処分委託         | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 野村興産株式会社 三重営業所 | 令和3年11月25日 | —     | 6,116,000                 | 令和3年11月25日 | 令和4年3月31日  | 資源で回収した乾電池類の処理・処分委託<br>10kg当りの単価契約      | ・第2号<br>・使用済み乾電池等の処理・処分に際し、入札参加資格者名簿に登録されている事業者のうち、水銀を含め最終処分までの許可を有する事業者が下記の者のみであるため。  | 複数単価契約                       |
| 16 | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンターリサイクル施設消防用設備火害復旧修繕 | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機工業株式会社       | 令和3年6月30日  | —     | 15,400,000                | 令和3年6月30日  | 令和3年9月30日  | リサイクル施設消防用設備火害復旧…一式                     | ・第6号<br>・本修繕は、令和元年に発生した伊賀南部クリーンセンター工場棟リサイクル施設内の火災に伴う焼損によって仮復旧の消防用設備機器等について、本復旧を行うもので、現に契約履行中の伊賀南部クリーンセンターリサイクル施設火害復旧工事(以下「本体工事」という。)と施行箇所が重複するなど密接に関連した付帯設備であります。<br>なお、本体工事の工程上、早急に契約をすることにより、足場等の仮設備を引き続き使用・確保でき、工事工程上、並びに経費の削減が見込まれます。<br>以上のことから、本修繕内容の性質上、本体工事受注者に施工させた場合には、一貫した施行、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保するうえで有利と認められるとともに、一般管理費等経費の合算によりコストの削減が図られるため。 |                              |

【契約状況の公表】 随意契約（予定価格250万円超） 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに契約または変更契約を行ったもの

◎ 表の見方

随意契約理由について…随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定められており、第1号から第9号まで種類があります。下表では、それぞれの案件が、第何号に該当するかを記載しています。

なお、第3号に該当する案件については、別途公表しているため、この一覧には、掲載していません。

契約金額の欄について…単価契約の場合は、単価を表示しています。単価が2種類以上ある場合は、種類ごとに単価に予定数量を乗じた合計額を表示しています。

履行期間(自)について…業務委託において、契約書に着手日の指定がない場合は、契約日と同日を表示しています。

業種区分について…「コンサル」とあるのは、測量・建設コンサルタントを、「委託」とあるのは、コンサル以外の業務委託を意味します。「物品等」とあるのは、物品購入のほか、工事・コンサル・委託・修繕 に該当しないものです。

(金額の単位:円)

| 番号 | 業種区分 | 種類 | 発注担当室         | 件名                       | 場所         | 受注者名       | 契約日        | 変更契約日 | 契約金額又は<br>変更後契約金額<br>(税込) | 履行期間(自)    | 履行期間(至)    | 工事等の概要<br>変更の場合は、変更理由・変更概要   | 随意契約理由<br>・根拠法令(適用条項)<br>・具体的理由   | 備考<br>(単価契約の場合は、<br>単位・予定数量)    |
|----|------|----|---------------|--------------------------|------------|------------|------------|-------|---------------------------|------------|------------|--|---|---------------------------------|
| 17 | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンターごみ破砕機他緊急修繕   | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機化工建設株式会社 | 令和3年12月27日 | —     | 39,743,000                | 令和3年12月27日 | 令和4年3月31日  | 各機械設備緊急修繕…一式<br>・ガス化炉ケーシング割れ補修(2号)<br>・破砕ごみ投入装置修繕(2号)<br>・溶融炉堅煙道閉塞修繕(2号)<br>・溶融炉耐火物他修繕(2号)<br>・溶融炉出滓口修繕(1号)<br>・ごみ破砕機修繕(1号)<br>・破砕ごみ投入装置修繕(1号)   | ・第2号、第5号<br>・本修繕を実施するにあたっては、特殊な構造であることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施行することが求められるため。 |                                 |
| 18 | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンターごみクレーンほか緊急修繕 | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機化工建設株式会社 | 令和4年3月10日  | —     | 22,088,000                | 令和4年3月10日  | 令和4年3月31日  | 各機械設備緊急修繕…一式<br>・ごみクレーン修繕(1号、2号)<br>・溶融炉マンホール上部ケーシング修繕(1号)<br>・二次燃焼室噴霧ノズル周辺修繕(1号)<br>・ろ過式集じん装置修繕(1号)<br>・給じん装置入口エキスパンション修繕(2号)<br>・溶融炉水漏れ修繕(2号)<br>・二次燃焼室噴霧ノズル周辺修繕(2号)<br>・ろ過式集じん装置修繕(2号)<br>・粗大ごみクレーン修繕 | ・第2号、第5号<br>・本修繕を実施するにあたっては、特殊な構造であることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施行することが求められるため。 |                                 |
| 19 | 修繕   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 伊賀南部クリーンセンター2号溶融炉ほか緊急修繕  | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 三機化工建設株式会社 | 令和4年3月25日  | —     | 3,784,000                 | 令和4年3月25日  | 令和4年3月31日  | 各機械設備緊急修繕…一式<br>・溶融炉水漏れ修繕(2号)<br>・スラグコンベア修繕(2号)  | ・第2号、第5号<br>・本修繕を実施するにあたっては、特殊な構造であることから、燃焼システムを熟知していることが必要であり、迅速且つ運転管理に支障なく施行することが求められるため。 |                                 |
| 20 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | A重油(12月分)の単価契約           | 名張市 薦生 地内  | 株式会社津崎燃料店  | 令和3年11月30日 | —     | 95                        | 令和3年12月1日  | 令和3年12月31日 | 伊賀南部浄化センターにおける乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に必要な燃料(A重油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:24000L  |
| 21 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | A重油(2月分)の単価契約            | 名張市 薦生 地内  | 株式会社津崎燃料店  | 令和4年1月31日  | —     | 99                        | 令和4年2月1日   | 令和4年2月28日  | 伊賀南部浄化センターにおける乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に必要な燃料(A重油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:20,000L |
| 22 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | A重油(3月分)の単価契約            | 名張市 薦生 地内  | 青山石油株式会社   | 令和4年2月28日  | —     | 107                       | 令和4年3月1日   | 令和4年3月31日  | 伊賀南部浄化センターにおける乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に必要な燃料(A重油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:24,000L |
| 23 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | A重油(8月分)の単価契約            | 名張市 薦生 地内  | 岩木商店       | 令和3年7月31日  | —     | 106                       | 令和3年8月1日   | 令和3年8月31日  | 伊賀南部浄化センターにおける乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に必要な燃料(A重油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 24 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | A重油(9月分)の単価契約            | 名張市 薦生 地内  | 三重交通商事株式会社 | 令和3年8月31日  | —     | 106                       | 令和3年9月1日   | 令和3年9月30日  | 伊賀南部浄化センターにおける乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に必要な燃料(A重油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 25 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | A重油(10月分)の単価契約           | 名張市 薦生 地内  | 藏東石油株式会社   | 令和3年9月30日  | —     | 105                       | 令和3年10月1日  | 令和3年10月31日 | 伊賀南部浄化センターにおける乾燥汚泥及び脱水し渣の焼却処理に必要な燃料(A重油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)                 |
| 26 | 物品   | —  | 伊賀南部環境衛生組合業務室 | 灯油の単価契約(15回目)            | 伊賀市 奥鹿野 地内 | 藏東石油株式会社   | 令和3年12月24日 | —     | 79                        | 令和3年12月24日 | 令和4年1月6日   | 伊賀南部クリーンセンターにおけるごみ焼却施設の補助燃料として投入している燃料(灯油)を購入するもの  | ・第6号<br>・入札に付する場合、決定までの所要期間が長い時期を失するため。   | 単価契約<br>(1L当たり)<br>予定数量:40,000L |